非国家公務員

職員の身分

1. 独立行政法人の概要(その1)

法人名

22 所管 文科

NO.

文化財に関する博物館を設置して、有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化 法人概要 財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図る。 明5.3 文部省博物館 → 明8.3 太政官正院博覧会事務局 → 明8.3 内務省所管博物 713.3 \bigcirc 713 文化財保護委員会所管国立博物館 → 昭27.4 東京国立博物館 · 昭43.6 文化庁所管東京国立博物館 明22.5 帝国京都博物館 → 明33.7 京都帝室博物館 大13.2 恩賜京都博物館 → 昭27.4 文化財保護委員会所 管京都国立博物館 → 昭43.6 文化庁所管京都国立博物館 (*1) 明22.5 帝国奈良博物館 → 明33.7 奈良帝室博物館 → 昭22.5 文部省所管国立博物館奈良分館 → 昭25.5 文化財保護委員会所管国立博物館奈良分館 → 昭27.8 奈良国立博物館 → 昭43.6 文化庁所管奈良国立博物館 沿革 平17.4 独立行政法人国立博物館九州国立博物館 昭5.6 帝国美術院附属美術研究所 → 昭22.5 国立博物館附属美術研究所 27.4 東京文化財研究所 → 昭29.7 東京国立文化財研究所 → 昭43.6 文化庁所管 東京国立文化財研究所 昭27.4 奈良文化財研究所 → 昭29.7 奈良国立文化財研究所 → 昭43.6 文化庁所管奈良国立文化財研究所 (*1) → 平13.4 独立行政法人国立博物館 平19.4 独立行政法人 (*2) → 平13.4 独立行政法人文化財研究所 国立文化財機材 国立文化財機構 (平 23.10 アジア太平洋無形文化遺産研究センター設置) 平成23年4月~平成28年3月(5年間) 中期目標期間 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 5[役員総数[官庁OB](現役出向)(4/1時点) 6 6 6 4 4 4 常勤役員数 3 非常勤役員数 2 2 2 338 336 338 常勤職員数[官庁OB](現役出向)(4/1時点) 338 [4 (21 63 62 62 うち間接部門 65 275 274 276 273 うち事業部門 259 220 309 0) 非常勤職員数(官庁OB)(4/1時点) (0) (0) 313 (0) (給与水準【事務・技術職員】 (年齢・地 96.9 94.0 (91.5) (88.3) 96. 5 (91.7) (域・学歴勘案) 給与水準【研究職員】 (年齢・地域・学) 98.3 (99.7) 98.4 (99.4) 97.7 (99.4) (歴勘案) 平成25年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 年度 予算/決算 決算 当初予算 決算 決算 ·般会計(百万円) 13.902 12.792 18.148 11.246 8, 192 7,941 7, 366 8, 392 うち運営費交付金 5,094 10, 273 2,854 うち施設整備費補助金 4, 414 136 うち施設整備以外の補助金・交付金 国から 480 437 509 うち委託費 の財政 うち出資金 支出額 の推移 特別会計(特会名)(百万円) (百万 うち運営費交付金 円) うち施設整備費補助金 うち施設整備以外の補助金・交付金 うち委託費 うち出資金 12.792 計 13, 902 18, 148 11, 246 支出額の推移(百万円) 16, 753 13, 879 19, 749 12, 594 14, 421 12, 594 収入額の推移(百万円) 15,663 20,060 国の財政支出/収入額(%) 88.8% 88.7% 90.5% 89.3% 財務テータ (平成24年度、百万 220, 156 資産合計 うち流動資産 11, 287 負債合計 15, 469 純資産合計 204, 687 うち利益剰余金 752 円)

国立文化財機構

1. 独立行政法人の概要(その2)

NO. | 22 | 所管 | 文科 | 法人名 | 国立文化財機構

○事務・事業の構造等(平成25年度)

		①事務・事業の内容 及び ②当該事務・事業の根			収入額(百万円)			特定関連会社・公益法人への支出	
	事務・事業名	拠となる法律、閣議決定、計画等の内容			_		成24年度決算)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,)(平成24年度)
			(1731)	合計			(130)	法人名一般財団法人日本地図センター	額 9
							3, 130	地図センター	9
		(1) ○文化財の次代への継承 ・保存・管理・活用の環境整備、収蔵品の修理				運営費交付金	1, 713	一般社団法人国宝 修理装こう師連盟	73
		〇我が国の博物館活動全体の活性化に寄与 ・収蔵品・収集・保存・管理・展示・教育活動等				施設整備補助金	2, 388	公益財団法人美術 院	6
		に関する調査研究 ・公私立博物館等に対する文化財の貸与、援助・ 助言			国費	受託研究費	509	財団法人元興寺文 化財研究所	12
		・文化財情報の充実 〇文化財に関する調査及び研究の推進 ・基礎的・体系的な調査研究、調査研究手法の開						財団法人 仏教美 術協会	2
		発、先端的調査研究 ・国等の要請に応じた文化財の保存措置等のため に必要な実践的な調査研究						財団法人日本食品 分析センター 社団法人 奈良市	2
		2				展示事業等収入	415	シルバー人材セン ター	2
		〇文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号) 〇文化芸術振興基本法(平成13年12月7日法律第 148号)				受託研究費(国費以 外)	125	一般財団法人 関 西電気保安協会	1
	調査研究事業	148号) ○文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)(平成23年2月8日閣議決定) 「第2文化芸術振興に関する重点施策 重点戦略4:文化芸術振興に関する重点施策 重点戦略4:文化芸術の次世代への確実な継承」 【重点的に取り組むべき施策】 ◆文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復、防災対策その他の保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図る。「第3文化芸術振興に関する基本的施策 1.文化芸術各分野の振興 (6)文化財等の保存及び活用普及」独立調査が完に基づく保存修復において、引き続き中心的な役割を果たすとともに、文化財の保存等のおる。 「第3文化芸術振興に関する基本的施策 4. 芸術家等の養成及び確保等〕大学等の教育機関や国立の文化施設等における文化芸術に係る教育及び研究の充実を図る。	5, 300	j	自己収入			一般財団法人医療情報健康財団	0. 3
		(f)		솜計			12, 138	一般財団法人エヌ エイチケイエンジ ニアリングシステ ム	18
		〇歴史・伝統文化の保存と継承の中核的拠点としての収蔵品の整備・体系的・通史的にバランスのとれた収蔵品の充実を図る				運営費交付金	4, 602	一般財団法人東京 国立博物館協力会	5
		〇文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への 発信			国費	施設整備補助金	6, 419	大 庫	1
		・魅力ある質の高い展示 ・歴史・伝統文化の理解促進 ・快適な観覧環境の提供						公益社団法人 台 東区シルバー人材 センター	2
		② ② ○文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)				展示事業等収入	1, 117	一般財団法人 関 西電気保安協会	3
	展覧事業	○文化芸術振興基本法(平成13年12月7日法律第 148号) ○文化芸術振興に関する基本的な方針(第 3 次基本方針)(平成23年2月8日閣議決定)「第 2 文化芸術振興に関する重点施策 重点戦略 4:文化芸術振興に関する重点施策 重点戦略 4:文化芸術の次世代への確実な継承」【重点的に取り組むべき施策】 ◆ 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。「第 3 文化芸術振興に関する基本的施策 1.文化芸術各分野の振興 (6)文化財等の保存及び活用普及」 に芸術名分野の振興 (6)文化財等の保存及び活用普及」 に要が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、文化財の魅力が国民に伝わるよう。文化財の公開・活用を積極的に推進する。	11, 827	j	自己収入			一般財団法人医療 情報健康財団	1

○事務・事業の構造等(平成25年度)

		(f)		合計			1, 026	一般財団法人 関 西電気保安協会	0. 2
		O文化財の保存・修復を通じた我が国の国際貢献				運営費交付金	389	一般財団法人医療 情報健康財団	0. 07
		への寄与 ・保存・修復に関する国際協力、連携強化・情報 交換、技術移転の促進など			国費	施設整備補助金	543	1月秋)建成州凹	
	国際研究協力事業	② ○文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号) ○文化芸術振興基本法(平成13年12月7日法律第				展示事業等収入	94		
事		148号) ○文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)(平成23年2月8日閣議決定) 「第2 文化芸術振興に関する重点施策 重点戦略6:文化発信・国際文化交流の充実」伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を持極的に海外発信することを推進さることが国に対することを推進との相互理解の促進に貢献する。とを推進ともに、我が国に変がで変速でで、ままない。「重点的に取り組むべき施策】 ◆海外の文化遺産保護等を対象として、実が国の高度な技術力を活用に関するる場として、実力の高度な技術力を活動に関するる。「重点的に取り組むべき施策】 ◆海外の文化遺産保護等を対象として、実が国の高度な技術力を活動に関する基本的施策 3. 国際交流文化表術振興に関する基本の人々の列果的に発言するとともに、世界極人のの興味・関心を惹き付ける多様な文化を積極係と文の現味・関心を惹き人付ける多様な文化を積極係と文の関係による国際貢献を推進、「無形文化遺産の保護に関する条約」(平成18年4月20日発効)に基づき、専門家の派遣・招聘等を通じたアジア・太平洋地域等における無形文化遺産保護活動への協力を推進する。	890		自己収入				
務 • 事		①		合計			513	一般財団法人 関西電気保安協会	0. 1
業の		○情報発信機能の強化 ・文化財研究所の調査研究成果を発信し研究者を				運営費交付金	195	一般財団法人医療	0. 04
構造		はじめ広く社会に還元する			国	体 記 軟 供 補 助 全	271	情報健康財団	0. 04
等		2		:	費	心 政生佣件功业	2/1		
平成		〇文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号) 〇文化芸術振興基本法(平成13年12月7日法律第 148号)		-		展示事業等収入	47		
(25年度)	情報公開事業	〇文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)(平成23年2月8日閣議決定)「第2 文化芸術振興に関する重点施策 重点戦略4:文化芸術の次世代への確実な継承」有形及び無形の文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためになくではならないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎となりである。このような国民的財産であるものである。このような国民的財産であるものである。このような国民的財産であると同時に、将来の文化の同上・発展の基礎とない財の総合的な保存・活用を図る。「第3 文生芸術振興に関する基本的施策 10. その他の基盤の整備等 (1) 情報通信技術の活用の推進」我が国の多様な文化芸術、映画・映像、文化財等の情報について、デジタル技術、インターネットの情報について、デジタル技術、アーカイブ化等を活用してネットワーク化、アーカイブ化するなど、保存、展示、国内外への公開等を推進する。	564		自己収入				

○事務・事業の構造等(平成25年度)

	① 〇調査研究成果の適時適切な公表により社会に還		合計			1, 002	一般財団法人 関 西電気保安協会	0. 2
	元 ・文化財研究所の展示公開施設における調査研究			Ξ	運営費交付金	380	一般財団法人医療 情報健康財団	0. 07
	成果の公表による一般への理解 ・文化庁等が行う平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の 公開・活用事業に協力				施設整備補助金	530		
展示出版事業	② ○文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号) ○文化芸術振興基本法(平成13年12月7日法律第148号) ○文化芸術振興基本法(平成13年12月7日法律第148号) ○文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)(平成23年2月8日閣議決定)「第2文生芸術振興に関する重点施策 重点戦略4:文化芸術の次世代への確実な継承」 【重点的に取り組むべき施策】 ◆文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。「第3文化財(無限に関する基本的施策1、文化芸術各分野の振興(6)文化財等の保存及び活用普及」国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、文化財の魅力が国民に伝わるよう、文化財の公開・活用を積極的に推進する。	923	ļ	自己収入	展示事業等収入	92		
			合計			180	一般財団法人 関 西電気保安協会	0. 04
	① ○歴史・伝統文化の理解促進			玉	運営費交付金	68	一般財団法人医療 情報健康財団	0. 01
	・幅広い学習機会を提供する ・ボランティアや支援団体の育成・相互協力によ る充実を図る	,	1	費	施設整備補助金	95		
	2		l		展示事業等収入	17		
教育普及事業	○文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号) ○文化芸術振興基本法(平成13年12月7日法律第 148号) ○文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次 基本方針)(平成23年2月8日閣議決定) 「第2文化芸術振興に関する重点施策 重点戦略3:子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実」 全ての子どもや若者が、学校や地域において本物の文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、ことととした文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、ことともに、心豊かな子どもや若者の基い手を鑑賞者を育むる、大代豊かな子どもや若者の基本的施策 1.文化芸術各分野の振興 (6)文化財等の保存及び活用普及」 国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、文化財の財が対国民に伝わるよう、文化財の公開・活用を積極的に推進する。	191	j	自己収入				

○事務・事業の構造等(平成25年度)

				合計			51	一般財団法人 関 西電気保安協会	0. 01
		① ① の地方公共団体への協力等による文化財保護の質			围	運営費交付金	19	一般財団法人医療 情報健康財団	0. 003
		的向上 ・専門的・技術的な協力・助言を行う				施設整備補助金	27		
		・高度な研修の実施により文化財保護における中 核的人材を育成する				展示事業等収入	5		
	研修事業	② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②	54	ī,	自己収入				
V	1 AT A + 2011	「の子質の割合で控入している」 妥託加 しこついてけ 調:		rı v Z	,				

※収入額の内訳は、年度計画の予算の割合で按分している。受託収入については、調査研究事業に計上している。 ※特定関連会社・公益法人への支出は100万円以下の少額随契を除く。また関西電気保安協会と医療情報健康財団への支払いは年度計画の予算の割合で按分している。

〇国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況(特別会計別内訳) 〈平成24年度決算合計〉

		合計			
		口前	〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
特別会計	法人合計 (百万円)		該当なし	L	

様式3

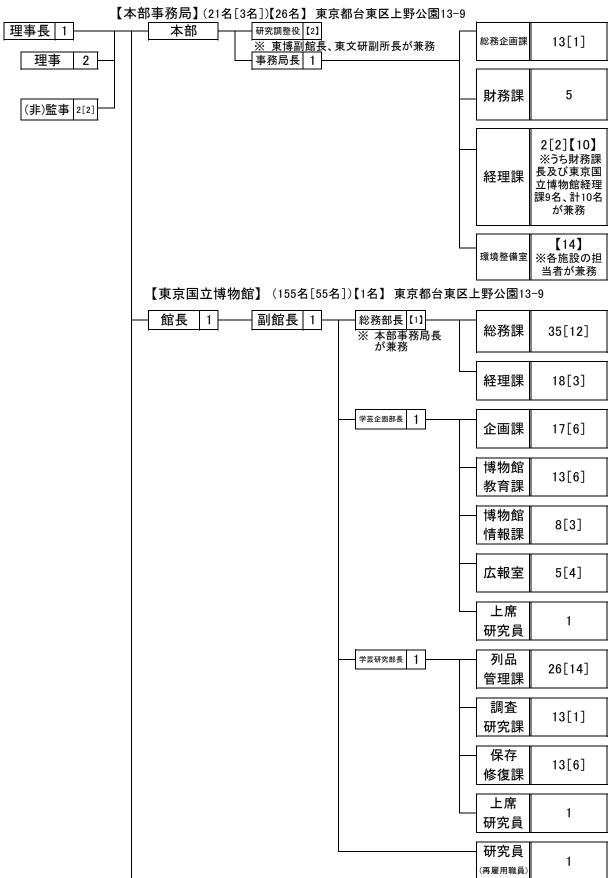
1. 独立行政法人の概要(その3)

NO. 22 所管 文科 法人名 国立文化財機構

〇組織図及び職員数(平成25年度)

注 []内は非常勤数(内数)

【 】内は兼務職員数(外数)



博物館

科学課

文化財課

研究員

(再雇用職員)

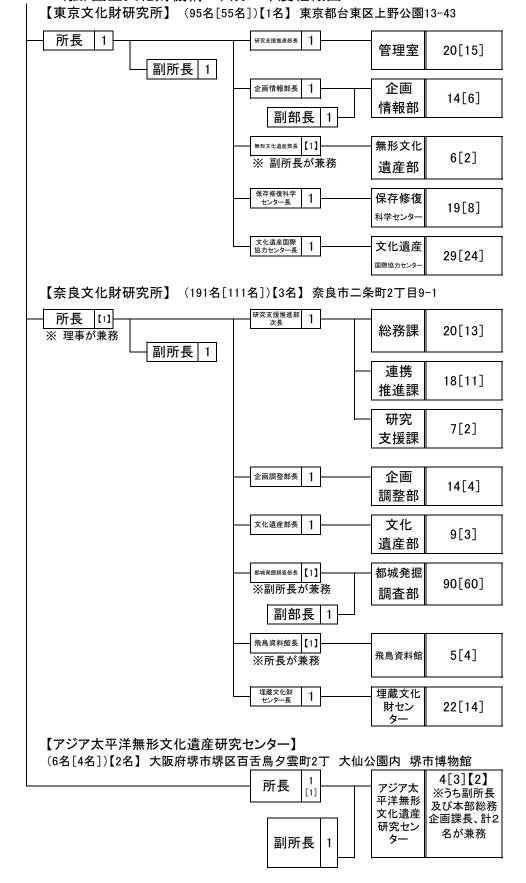
13[10]

12[7]

1

(独)国立文化財機構 平成25年度組織図

【京都国立博物館】(65名[28名])【1】京都市東山区茶屋町527 館長 | 印 | 副館長 | 1 | 総務課 33[14] ※ 理事長が兼務 学芸部長 1 学芸部 30[14] 【奈良国立博物館】(58名[25名]) 奈良市登大路町50番地 - 副館長 1 館長 1 — 総務課 26[10] 学芸部長 1 学芸部 29[15] 【九州国立博物館】(56名[28名]) 福岡県太宰府市石坂4-7-2 館長 1 副館長 1 総務課 15[6] 学芸部長(付) 2[1] 企画課 11[4]



1. 独立行政法人の概要(その4)

〇国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法 人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

(政策体系の中での法人の位置づけ)

文部科学省の定める政策目標の一つに「文化による心豊かな社会の実現」があり、またそのための施策目標の一つとして「文化財の保存及び活用の充実」を掲げている。国立文化財機構は、これを国の事業として実施する機関として位置づけられている。

- ・文化財保護法(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号)においては、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的」としており、有形文化財については、重要文化財の指定・管理・保護・公開・調査等が規定されている。
- この政策を実施する施設として、国立文化財機構に属する国立博物館は、有形文化財の収集・保存・管理・展示・調査 研究を行い、次代に継承するとともに、国内外に我が国の歴史・伝統文化を発信する中核を担っている。
- また、国立文化財機構に属する文化財研究所は、我が国の文化財研究の中核的研究機関として、貴重な文化財を次代へ継承していくために必要な知識・技術の基盤を形成するための研究を行い、その成果の普及と活用の促進を行っている。
- ・文化芸術振興基本法(平成十三年法律第百四十八号)においては、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を 定めており、第13条において文化財の保存及び活用のため、必要な施策を講ずるものとしている。また、第26条に おいて、博物館等の充実を図るため、必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとしている。
- ・文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成23年2月8日閣議決定)においても、「第3 文化芸術振興に関する基本的施策 9. 文化芸術拠点の充実等 (2)美術館,博物館,図書館等の充実」で、「我が国の文化財施策の一翼を担う機関として,国民の宝である文化財を収集・保存し,次世代へ適切に継承するため,独立行政法人国立文化財機構の機能の充実を図る。」とされている。

(我が国の成長、国民の安全・安心の確保等の観点からの成果)

- ・国立文化財機構は、貴重な国民的財産である文化財を、保存し次代へ継承するとともに、積極的な公開活用を通じて広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めることに多大な役割を果たしている。日本の歴史・伝統文化の継承と理解は、日本のアイデンティティを確立するための基本となるものであり、国際的な日本の影響力を強化し、ひいては将来の日本の文化・社会の発展に大きく寄与するものである。また、国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。
- ・国立博物館4館においては、平成24年度末において収蔵品と寄託品を含めて約13万5千件の有形文化財を保管し、展示等に供している。うち、国宝・重要文化財は2,453件に上り、全国宝・重要文化財(美術工芸品)約1万1千件のうち約2割を国立博物館で保管しており、文化財保護や国民への公開及び海外への文化の発信において非常に重要な施設となっている。
- また、「THE ART NEWSPAPER, No. 234, April 2012」(ロンドンの月刊紙)によると、1日当たり入館者数のトップ10に2006年から2010年の間、毎年日本の国立博物館が入っており、2009年はトップ3を占めるなど、国立博物館は世界的に見ても集客力の高い展覧会を多数開催している。国立博物館4館の総入館者数は、平成23年度の約318万人から平成24年度は約335万人へと17万人増加しており、国民の期待に応えるものとなっている。
- ・東京文化財研究所においては、文化財全般にわたり、基礎的・体系的・先端的・実践的に調査研究を進め、その成果を積極的に発信し、地方自治体等への指導・助言を行うとともに、カンボジア、ベトナム、タイをはじめとする東南アジア諸国の文化遺産の保存修復協力事業などを展開している(「文化財のカビ被害予防と対策のシステム化についての研究」「中国壁画の保護に関する日中共同研究」等)。奈良文化財研究所では、文化財を実物に即して総合的に研究しており、平城宮跡や藤原宮跡の埋蔵文化財の発掘調査をはじめ、高松塚古墳やキトラ古墳の壁画保存に関する調査研究を行うとともに、調査研究成果の展示普及や、新たな発掘技術と研究方法の開発、地方自治体専門職員への指導と研修などを実施している(「文化財の測量・探査等に関する研究」「年輪年代学研究」等)。
- ・国立文化財機構においては、国際機関と連携した研修・シンポジウムを積極的に実施しており、また、日中韓国立博物館長会議、アジア国立博物館会議(ANMA)、国際博物館会議(ICOM)への参画を通じて、日本文化の国際発信に寄与している。アジア太平洋無形文化遺産研究センターにおいては、ユネスコと日本政府との協定に基づき、無形文化遺産保護に関する調査研究の推進や、国際シンポジウムを開催している(「無形文化遺産保護条約採択10周年記念シンポジウム」平成25年8月3日)。

No.	22 所管	文部科学省	法人名	国立文化財機構

1. 独立行政法人の概要(その4)

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

(メリット)

- ・経営者の裁量権と責任による自律的運営の中で、独立行政法人の基本的な業務運営に必要な経費として支弁される運 営費交付金による柔軟な使途と執行が可能になった。
- ・第三者からの評価が入るようになった結果、法人としての経営の視点が明確になり、利用者の視点、「お客様」という意識が生じた結果、利用者目線の取組や利用者サービスの向上、組織の活性化など、多くの改善につながった。
- ・国内外の文化施設等に対するナショナルセンターとしての意識が向上した。
- ・財務諸表を通じて財政状況が公開され、法人の説明責任が法的に位置付けられた。
- ・法人として中期計画を作成するようになり、法人として進むべき明確な方向性を全職員が共有するようになった。
- ・業務の効率化、経費削減等に一定の効果があった。

(デメリット)

- ・法人の特性を勘案しない一律の効率化係数による経費削減により、法人の運営に必要な基礎体力が限界に来ており、 必要な業務の継続が困難になっている。
- ・経営努力により自己収入が増えるほど運営費交付金が削減され、インセンティブが損なわれる。
- ・自己収入予算(目標額)の増加が大きく、常に右肩上がりの増加を求められる。
- ・目的積立金が承認されず制度が有効に運用されていないため、法人のインセンティブが大きく損なわれている。
- ・各種の評価が行われることや、毎年度の評価項目の追加等により、評価の作業負担が大幅に増えており、本来の業務 が圧迫されている。

〇関連する行政事業レビューシート(平成25年度)

府省名	事業番号	事業名
文部科学省	392	独立行政法人国立文化財機構運営費交付金に必要な経費
文部科学省	393	独立行政法人国立文化財機構施設整備に必要な経費

〇法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務	①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務								
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先						
設備管理業務	施設設備の維持・管理・運営業務	267,313,410	山武・三令・太平・東京 国立博物館共同体、タ クミサービス、㈱ 日経 サービス、㈱ニコンイ ンステック、(㈱大島商 会						
清掃業務	施設内の清掃業務	36,578,080	東京ビル整美(株)、都 総合管理(株)、(株)日経 サービス、キョウワプ ロテック(株)、近畿ビル サービス(株)、(株)K. R. C						
廃棄物処理	廃棄物処理業務	1,379,700	㈱春江						
植栽管理	草刈作業等労働者派遣業務	9,702,000	奈良県緑化土木協同 組合						
警備業務	警備機器賃貸借及び警備業務	44,043,281	セコム(株)、タイガー警備保障(株)、(有)ソリッドワーカー、(株)ルート・ワン、アイ・ティ・アサヒ(株)						

No.	22	所管	文部科学省	法人名	国立文化財機構
-----	----	----	-------	-----	---------

1. 独立行政法人の概要(その4)

②①以外の業務	2①以外の業務								
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先						
情報案内業務	ハローダイヤルによる情報案内業務	5,411,448	エヌ・ティ・ティ番号情報(株)						
電話交換業務	電話交換業務	4,662,000	(株)ダブリュファイブ・ス タッフサービス						
会場管理業務	来館者対応、受付、会場管理業務等		(株)フクシ・エンタープライズ、日本パナユーズ (株)、関西ユナイトプロテクション(株)、(株)日経 サービス、(株)九電ビジネスフロント、(株)エム・アイ・オー						
レストラン・ショッ プ運営	各施設におけるレストランやショップの運営業務	0円(建物使用料や販売 手数料を徴収)	(株)ホテルオークラエンタープライズ、(財)東京国立博物館協力会、からふね屋珈琲(株)、(株)便利堂、(有)日本クリーンシステムズ葉風泰夢、(財)仏教美術協会、(財)明日香村地域振興公社、(社)平城宮跡保存協力会						
図書資料館運営	図書資料貸出·整理等業務	15,838,200	ナカバヤシ(株)、(株) ケー・デー・シー						

2. 個別法人の組織等の在り方について(その1)

(1)独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)について

措置内容

(該当なし)

② これに対する現時点での考え方

(該当なし)

(2)独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)について

① 措置内容

【国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会】

- 〇 上記3法人は統合し、文化振興型の成果目標達成法人とする。
- 〇 統合に際しては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22 年12 月7日閣議決定)において「国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する」とされた趣旨を十分踏まえ、必要な職員数・予算を確保するとともに、真に自己収入の増加に向けたインセンティブが確保されることが不可欠である。このため、統合に際しては、①一定の自己収入を美術品等の管理等を行う専門職員の確保に使用できるようにする、②目的積立金が運用上、弾力的に認定されるようにする、③我が国の美術品や文化財等の海外への流出等を防ぐとともに魅力ある収蔵品を機動的・効果的に購入できるように、また、トップクラスの伝統芸能の伝承者や現代舞台芸術の実演家等を招へいする際に2年ないし3年後の公演となる契約等ができるように民間資金等を活用した「基金」を設置する、④シナジー効果を十全に発揮するため法人本部機能を拡充するといった制度設計・運用を行う。
- ② これに対する現時点での考え方

【 3法人の統合について 】

以下の理由から統合すべきでないと考えている。

- (1)目的が異なるため、統合によるシナジー効果が見出せない
- ○3法人では、国立美術館は美術分野における「創造と発展」、国立文化財機構は「文化財の保存と継承」、日本芸術 文化振興会は「文化芸術活動に対する援助、伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及」というように目的・理念 が異なる。
- (例えば、美術館は、今まさに生きている作家や国民の美術活動を振興し、メディア芸術等新しく起こり発展・変化し続ける作品や分野を開拓するものであり、国立文化財機構における博物館は、評価や価値が定まっている文化財をわかりやすく国民に紹介するものであるなど、方向性が異なる。)
- ○3法人が有する全国にある施設は、それぞれ専門分野を異にし、固有の活動を行っていることから、仮に統合しても 施設を減らせるわけではないので、合理化の余地は全くない。
- ○3法人に求められる人材の専門性、展示・上演の方法、収集・保管の対象や手法、調査研究手法などが異なることから、共同化、合理化できる余地が乏しい。
- 〇各法人間で業務実施における連携強化を図ることは重要であるが、それは統合するまでもなく現行でも十分可能である(例えば「学術大型研究計画」(マスタープラン2014学術大型研究計画)への応募など)。
- (2) 人員的な合理化の余地がない
- 〇統合によって法人本部の拡充が必要となるが、現在、国立美術館では、役員が館長・副館長を兼任し、また、本部事務局職員は全員が東京国立近代美術館職員を兼務しており、統合して新しく強力な本部を作る際に、一人も職員を供出できない状況である。国立文化財機構についても、役員が館長、所長を兼ねており、本部事務局でも東京国立博物館等の職員が兼務しているポストが多くある。したがって、本部設立のために全体で人員増となることは必至であり、統合によって人員的な合理化の余地がない。
- (3)業務範囲が大幅に拡大し、法人として迅速かつ機動的な意思決定が困難となる
- 〇仮に統合すると、全国にある専門分野の異なる18 の施設及び1基金(芸術文化振興基金)を管轄することとなり、業務範囲が大幅に拡大し、法人として迅速かつ機動的な意思決定が困難となる。また、現在、これまでの統合の成果が出始めたところであり、仮に統合しても美術館、博物館、文化財研究所、劇場の各部門は残るので、屋上屋を重ねることになる。
- 〇最近の情勢として、デザイン、建築、メディア芸術、アイヌ文化などの新たな分野に関する国の関与が求められており、これらに関する国立の美術館や博物館の立ち上げのニーズもあることから、法人の関与のあり方についても検討していく必要がある。今後、従来の業務に加えて、新たな分野について法人が担う可能性もあり、仮に統合した場合は、組織として大きくなり過ぎ、マネジメントに支障を来すおそれがある。

No.	22	所管	文部科学省	法人名	国立文化財機構

2. 個別法人の組織等の在り方について(その1)

【 制度及び運用改善に関する措置内容について 】

統合に関わらず、今回の独法改革において以下の措置が必要であると考えている。

(必要な職員数・予算の確保)

・これまで運営費交付金の効率化削減、事務職員を中心とする人員削減、事業費の縮減を続けてきたがそれも限界 に達しており、文化法人本来の業務である有形・無形の文化的資産の保存、蓄積、継承、新たな文化の創造、教育普及 等に資するためにも、必要な職員数・予算を確保できるようにすべきである。

(自己収入の増加に向けたインセンティブの確保)

- ・法人が自己収入を増やしても、その分運営費交付金が削減される構造となっており、法人が自己収入を増やそうとするインセンティブがそがれる状況となっている。運営費交付金の算定において、従来のような常に右肩上がりの自己収入(目標額)の増加を求めるのではなく、法人の事業の特性に応じた自己収入の算定方法にすべきである。
 - (① 自己収入の弾力的な使用)
- ・一定の自己収入を美術品等の管理等を行う専門職員の確保に使用できるようにするなど、法人の努力によって得た収入を法人自らが弾力的に使用できるようにすべきである。
 - (② 目的積立金の弾力的な認定)
- ・法人の工夫と努力によって利益を得ても、それが目的積立金として認められない状況が続いている。事業の充実による国民に対するサービスの向上、現場のモチベーションの向上のためにも、経営努力認定の基準を法人の事業の特性に応じた基準とする等、目的積立金が弾力的に認定されるようにすべきである。
 - (③ 民間資金等を活用した基金の設置)
- ・魅力ある美術作品等の購入には、数十億円規模の資金が必要になることも想定されるが、厳しい財政状況の中にあっては、国費や民間資金の確保が困難な状況である。このため、民間資金等を活用した基金の設置ではなく、目的積立金の弾力的な認定及び次期中期目標期間への積立金の繰越しの弾力的な認定により、一定規模の資金の確保及び機動的な購入を実現すべきである。仮に、基金による場合には、国費の確実な措置が不可欠である。

2)	**************************************	ᄊᆉᄼᅩ		하하하
(O)		' 俎丛1] 蚁法,	人評価委員会及び会計検査院による指	日間事垻

指摘事項

(該当なし)

② 対応状況

(該当なし)

2. 個別法人の組織等の在り方について(その2)

(4)(1)~(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

文化3法人については、それぞれが我が国の文化・芸術の振興を図る重要な使命・役割を担っているが、国立美術館は 美術分野における「創造と発展」、国立文化財機構は「文化財の保存と継承」、日本芸術文化振興会は「文化芸術活動に 対する援助、伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及」というように、目的・理念が異なっている。また、それぞ れの分野における専門性や研究手法等も異なることや、これまでの経緯から各法人とも必要最小限の人員で運営している ことから、3法人を統合することによる合理化・効率化の余地はほとんど見いだしにくいと思われる。

一方で、3法人がそれぞれの専門の分野でその機能をより一層充実させ、事業を発展、展開することは、我が国が文化 芸術立国を目指す上で必要不可欠なものであることから、文化3法人については、次のような問題意識を持って取り組ん でまいりたい。

【 我が国がアジアの文化のハブとなるための文化法人の機能の強化 】

近年、中国や韓国、シンガポールなど、アジア諸国では新たな美術館や博物館が建設される(※)など、国立の文化施設を拠点として、国を挙げて文化政策を推進している。そのような中、文化芸術立国を目指す我が国がアジアの文化のハブとなっていくためには、「国の顔」である国立の美術館、博物館、劇場における有形・無形の文化的資産の保存、蓄積、継承、新たな文化の創造、教育普及等の機能をより一層充実させるとともに、これまで国として十分に関与できていないデザインや建築、メディア芸術、アイヌ文化などの日本の強みを生かす新たな分野への取組を検討していくことが不可欠である。

新たな分野への取組については、国立の文化施設の立ち上げのニーズもあることから、従来の法人の業務に加えて、新たな分野について法人が担う可能性もあり、法人の関与のあり方についても検討していく必要がある。

特に、東京国立近代美術館フィルムセンターについては、現在、国立美術館の中の東京国立近代美術館の一部局という位置付けであるが、我が国の映画文化振興のナショナルセンターとして、海外の映画フィルムアーカイブ組織と伍して、日本の映画文化のますますの振興を図るため、散逸・劣化の危機にある映画フィルムの保護はもちろんのこと、急速に移行するデジタル化への対応のための調査研究や、ポスター、シナリオ等の多岐にわたる映画関連資料の収集及び文献調査などその機能を強化するため、国立美術館の一館として独立させることを、平成26年度概算要求で計上している。

- ※ ・中国では、2011年に政府が策定した「中国博物館事業の中長期発展計画」に基づき、2020年までに 全国の博物館の倍増を計画中。
 - ・韓国では、2013年11月に国立現代美術館新館がオープン予定。
 - ・シンガポールでは、2015年にシンガポールと東南アジア諸国の19世紀以降の美術を紹介するナショナル・アート・ギャラリー・シンガポールが開館予定。

【 文化のナショナルセンターとしての連携機能の強化・充実 】

広く国民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を行う環境を整備していくためには、国立の文化施設の発展・充実に加え、公私立の美術館や博物館、劇場など全国の文化施設の活性化が不可欠である。現状においても、文化3法人は、文化のナショナルセンターとして、共同展の開催や全国の公私立施設との連携、さらには専門職に対する研修や指導・助言などの支援に努めているが、今後は、より一層連携業務や支援業務を強化していく必要がある。文化3法人が、美術館、博物館、劇場それぞれの分野の高い専門性や調査研究の蓄積等を背景として、全国の同種施設との間におけるネットワーク拠点として機能し、それぞれの分野のネットワークの中で、例えば美術館の地方巡回展や文化財の積極的貸与などの連携業務や人材育成事業などの支援業務を積極的に進めることによって、公私立の美術館や博物館、劇場などの事業の一層の活性化を図り、日本全国の文化の向上を目指していく必要がある。

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ〜行政改革推進会議での中間的整理のために〜(平成25年6月5日独立行政 法人改革に関する有識者懇談会)に関して特段の意見・コメントがあれば記載(制度面のみならず、運用面の見直しを含む)

【中間とりまとめの該当箇所】

- 2. 独立行政法人制度の具体的な見直しの方向性
- (2) PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

(該当箇所に対する意見)

現在、各法人においては、内部監査に始まり、監事や会計監査人(監査法人)による監査、会計検査院による検査のほか、外部委員による運営委員会や評議員会、外部評価委員会に加え、文科省の評価委員会、総務省の二次評価など、各種監査・検査・評価等が行われており、評価等に対応するため、法人全体において長期にわたり非常に大きな労力を掛けて、各種の膨大な資料を作成している。各種の評価が行われることや、毎年度の評価項目の追加等により、評価の作業負担が大幅に増えており、本来の業務が圧迫されている。

こうした状況の中で行われる評価の仕組みの見直しが、法人に更に過大な負担を掛けることとなり、法人業務の本来の 目標達成に支障を生ずることがないように、現場の状況を適切に考慮した見直しがなされることを要望する。

【中間とりまとめの該当箇所】

- 2. 独立行政法人制度の具体的な見直しの方向性
- (4) 財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実
- ① 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

(該当箇所に対する意見)

独立行政法人においては、運営費交付金による柔軟な使途と執行の制度により、非常に迅速で柔軟な自律的運用が可能となったところであり、仮に、予算の積算(見積り)を法人に求める場合、過度に詳細な内容を義務づけると、迅速で柔軟な自律的運営を可能としている制度本来のメリットを失う結果となるので、留意していただきたい。

特に、独立行政法人化前の国の時代のような、詳細な予算参照書的なものを求められると、過大な作業が発生することが確実である。現行の運営費交付金の算定方式では、事業に必要な予算がすべて積算されて措置されているわけではなく、効率化により削減された予算の範囲内での事業執行に抑えるしかないのが現状である。そもそも、すべての事業において厳密な予算の見積りが可能なものではなく、臨時の特別展や特別公演開催など、社会環境の変化に応じた柔軟な経営が必要となっている。

このような現状の中で、予算の積算(見積り)と執行実績を厳密に対比させた説明を求めることは、硬直化した運営を 生じることとなり、独立行政法人化の本来の目的から外れる結果となることが危惧されるので、適切な方式が検討される ことを要望する。

【中間とりまとめの該当箇所】

- 2. 独立行政法人制度の具体的な見直しの方向性
- (4) 財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実
- ① 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進
- ② 適正な給与等の在り方の検討と業績評価の反映の促進
- の人件費に関する部分

(該当箇所に対する意見)

人件費については、①, ②において、

- ・予算の積算(見積り)、執行実績を明らかにすること、予算との乖離が著しい場合に説明責任を課されること
- ・法人の事務・事業の特性に応じた柔軟な給与制度の促進や、給与に関する様々な情報公開

などが求められているが、人件費については、法人の責任において運営費交付金等の範囲内で自由に措置できるよう改め て明確にすることや、仮に総人件費改革と同様の措置が取られる場合には学芸員などの専門人材をその対象外とするな ど、専門人材の人件費の確保に配慮した改善が不可欠である。

なお、国立美術館においては、人件費の状況は非常に厳しく、平成22、23年度には勤勉手当の「特に優秀」「優秀」の区分の適用を見送った経緯もあり、同様に国立文化財機構においても、人件費抑制のため平成22年度以降東京・奈良地区で地域手当支給率を切り下げるなどの対応をしているが、人件費所要額が人件費予算を上回る状況が常態化しており、現状のままでは、②にある「賞与の一部を活用した報奨金制度の導入」は困難である。

3. 独立行政法人制度の見直しについて

【中間とりまとめの該当箇所】

- 2. 独立行政法人制度の具体的な見直しの方向性
- (4) 財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実
- ① 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進
- 〇 運営費交付金の算定に当たり、自己収入の目標を達成した場合に増加分の一定割合を控除しないこととする。一方、目標不達成の場合には、運営費交付金の算定の際に、事務・事業の内容や継続性等を踏まえて運営費交付金の削減を総合的に判断する。これらの取組のほか、事務・事業の特性や評価結果等も踏まえ、メリハリのある資源配分を行う。

(該当箇所に対する意見)

中間とりまとめに沿った見直しが行われれば、自己収入の増加に伴う運営費交付金の減が一定程度緩和されるものの、 法人が経営努力によって自己収入を増大させればさせるほど、運営費交付金が削減される構図に変化はなく、自己収入増 大へのインセンティブが働かない。

国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会の主要な自己収入である展覧会事業や舞台公演事業は、観覧環境の 質の確保や劇場席数の制約等の観点から入場者数の増加にも一定の制約があるため、自己収入を増大し続けることにも限 界がある。

努力した法人が報われる制度となるよう、運営費交付金の算定に当たり、自己収入の目標を中期目標期間中は一定とするなど、右肩上がりの自己収入の算定方法を見直し、文化法人の事業の特性に応じた仕組みとすべきである。

【中間とりまとめの該当箇所】

- 2. 独立行政法人制度の具体的な見直しの方向性
- (4) 財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実
 - ① 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進
- 〇 剰余金の処理に当たり、法人の業務と運営費交付金の対応関係を明らかにした上で、目標を達成した自己収入の増加や運営費交付金を充てる事業の経費節減による利益のうち、一定割合を経営努力として認め、中期計画に定めた範囲で様々な使途に活用できることとする。また、他動的要因により中期目標期間中に使用できなかったなど一定の合理的理由が認められる場合にも、中期目標期間を超える繰越しを認めることとする。

(該当箇所に対する意見)

工夫と努力によって利益を上げても、それが目的積立金として認められない状況が続いている。現場の経営努力を促すとともに国民サービスの向上につなげるため、展覧会事業など目標を上回った収入は全て経営努力として認定するなど、 文化法人の事業の特性に応じた仕組みとなるよう見直すべきである。

また、現行制度上、中期目標期間の最終年度は、工夫と努力によって利益を上げても、経営努力認定が行われず、すべて国庫返納される仕組みとなっている。このため、中期目標期間の最終年度においても経営努力認定がなされる仕組みに 見直すべきである。

歴力ある高額な美術作品の購入や文化財の緊急的な修理には、機動的に使用できる一定規模の資金を持っておくことが不可欠である。このため、中期目標期間を超える繰越しについて、高額な美術作品の購入や文化財の修理等に充てる資金については、一定の合理的な理由として認められるなど文化法人の事業の特性に応じた仕組みとなるよう見直すべきである。

【中間とりまとめの該当箇所】

- 3. 各法人の事務・事業の特性を踏まえた法人の整理と類型化等について
- (2) 法人の類型化について
- ② 同一類型に位置づけられた法人など類似の業務を実施する法人については、法人の政策実施機能の強化、業務運営の効率化及び適正な組織運営の確保の観点も踏まえつつ、各府省の所掌にとらわれずに統合を含めた法人の在り方を検討する。同一類型に位置づけられた法人間においては、業務実施における連携強化についても検討を行う。

(該当箇所に対する意見)

文化3法人間において、広報活動を始めとして、業務実施における連携強化について検討を進めることは当然であるが、3法人はそれぞれ目的・理念が異なること、各法人に求められる業務内容やその専門性などが異なることから、共同化・合理化できる余地が乏しいため、統合は困難であると考える。